

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年1月12日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 にぎわい市場 ピアBandai
所在地 新潟市中央区万代島2529番81 外
設置者 万代にぎわい創造株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・新潟中央水産市場株式会社
(変更前) 開店時刻 午前6時00分
(変更後) 開店時刻 午前6時00分(ただし毎年12月31日は午前3時00分)
 - ・片山商事株式会社
(変更前) 閉店時刻 午後7時00分
(変更後) 閉店時刻 午後8時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前5時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前5時30分から午後9時30分まで
(ただし毎年12月31日は午前2時30分から午後9時30分まで)
- 3 変更する年月日
平成22年12月31日
- 4 変更する理由
消費者の要望に応えるため。
- 5 届出年月日
平成22年12月28日
- 6 縦覧場所
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課
- 7 縦覧期間
平成23年1月12日から平成23年5月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp